

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、最新の船外活動宇宙服顔出し模型を1年間賃貸借するものである。 同模型は、NASAが実際の宇宙服に使用している素材を用いて、忠実に再現して製作されたもので、一般財団法人日本宇宙フォーラムが所有している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>同レベルの模型は、国内に2基しかなく、このうち、1年間賃貸借できるのは同フォーラムのみである。 なお、もう1基は（国研）宇宙航空研究開発機構（JAXA）が所有しているが、貸出可能期間は3カ月が上限である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。